

スマートテレビに関する検討状況

1. 検討の概要

- (1) デジタル放送開始から10年が経過し、放送・通信双方のインタフェースと、高い処理能力を持つCPUを搭載した、いわゆるスマートテレビを利用した新たな放送・通信連携サービスへの期待が高まっている。
- (2) こうしたサービスの普及を図り、既にグローバル市場の様々なプレーヤーから提案されている「スマートテレビ」との差別化を図っていくためには、スマートテレビ向けに、多様な「放送番組と連動したアプリケーション」が開発され、搭載されていくことが、一つの有力な手段と考えられる。
- (3) 視聴者が、「安全・安心」の確保された環境で、「放送・通信連携」のメリットを享受していくためには、以下に示す「基本的な考え方」や「要求条件」等を踏まえて、放送事業者、受信機メーカー、アプリケーション開発者その他の関係者が、サービスや機器の開発・実装に取り組んでいくことが望まれる。

2. 基本的な考え方

- (1) こうした新たなサービスに関わるアプリケーション提供事業者、受信機メーカー、放送事業者等関係する事業者が 共同してサービスの具体化に取り組むことにより、関係事業者すべてにとっての新たなビジネスチャンスを創造できると考えられる。
- (2) 今後は、上記のサービスに関わる様々な事業主体が、個々の放送サービスや受信機の仕様や条件などを決定し、事業に着手することが想定されるが、その際、以下のような基本理念の実現を図るとともに、その旨を視聴者その他の関係者に対して明確化していくことが望ましい。
- ① 上記の関係事業者が、幅広く「放送番組と連動したアプリケーション」の開発に参画し、視聴者がスマートテレビ上で多様なアプリケーションを利用できるようにするため、上記の関係事業者間で、こうしたオープンな環境の実現と必要な情報共有等に取り組むこと。
- ② これまで放送が果たしてきた役割を踏まえ、「放送番組と連動したアプリケーション」を通じて、視聴者に対する安全・安心なサービス提供が継続されていくこと。
- (3) 「放送番組と連動したアプリケーション」に関するサービスや受信機については、上記の基本理念の下、以下に掲げるような7つの要求条件を満たしていくことが望まれる。
(なお、放送番組と特に連動しないアプリケーションについては、こうした基本理念や、以下に掲げる要求条件の対象外である。)

3. オープンな環境の整備

放送視聴者の利便性の向上と併せて、スマートテレビに関わる市場の拡大を図るためには、放送事業の公共性にもかんがみ、アプリケーション開発者、受信機メーカーなど、放送サービスを直接提供する事業者以外の幅広いサードパーティの事業者が、「放送番組と連動したアプリケーション」の開発・提供に参加できるオープンな環境を整備され、こうしたアプリケーションの多様化が促進されることが肝要。

このためには、放送サービスや受信機が以下のような要求条件を満たすことが望ましい。

- ① SI (Service Information) 情報など、放送経由で提供される各種情報を、サービス（アプリケーション）において利用可能（例：検索性キーワード、番組関連 HP の URL など。）。
- ② 放送局サーバーから通信経由で提供される各種情報についても、サービス（アプリケーション）において利用可能。
- ③ 上記①②の情報の活用等により、番組単位、またはタイムコード単位でアプリケーションの内容を自動更新可能。

4. 安全・安心の確保

放送視聴者における安全・安心を確保する観点から、上記 1. で実現される、放送番組と連動した様々なアプリケーションについては、1) 視聴者に対し、放送番組と連動したアプリケーションの特徴を、より効果的に訴求できるようにするとともに、2) そうしたアプリケーションを一定の条件の下に管理し、その動作範囲を制御できる技術的な仕組み(※)を導入することが必要。

※ 視聴者の安全・安心確保の観点から必要と考えられる、以下のような事態の回避の仕組み

- 1) 緊急警報放送など緊急時の報道視聴の妨害
- 2) 安全なアプリに「なりすます」など悪意を有するアプリ等を通じた、個人情報漏えい、ウィルス等による攻撃、詐欺・悪徳商法などに関わる危険

以上の観点からは、放送サービスや受信機が以下のような要求条件を満たすことが望ましい。

- ④ 視聴者に対し、放送番組とアプリケーションとの連動の特徴をより効果的に訴求する観点から、放送番組の画面から、当該放送番組と連動したアプリケーションの画面への遷移は、可能な限りスムーズに実現されること。
- ⑤ 視聴者において、より多くのアプリケーション選択の機会を確保する観点から、放送番組と連動したアプリケーションが複数ある場合は、これを容易に選択して先に進めるような遷移画面とすること。
- ⑥ 放送番組と連動したアプリケーションについては、当該アプリケーション毎に、視聴者における課金・支払が可能なこと。

- ⑦ 上記※の事態を回避し、視聴者の安全・安心を確保する観点から、スマートテレビ上で動作する放送番組と連動したアプリケーションは、当該アプリケーションの起動、オーバーレイあるいは同時表示の可否を、番組単位、あるいはタイムコード単位で、放送波で制御可能とするための技術的仕組みの下に、動作するようにすること。

5. 普及・推進の体制

上記3.に示した「オープンな環境」の実現には、上記3及び4に示された基本原則や要求条件、及びこれらを具体化した技術仕様が公開されるとともに、「放送・通信連携サービス」の実装や、「放送番組と連動したアプリケーション」の開発に取り組む者に関する情報についても、整理され、公開されていく仕組みが整備されることが望ましい。特にサービスの立ち上がり期においては、こうした仕組みを通じて、サービス提供者とアプリケーション開発者のマッチングが図られていくことが重要と考えられる。

／